金融機関で健康保険料を振り込む場合の本人確認免除

【相談申出要旨】

私は全国健康保険協会(旧政管健保)の任意継続被保 険者であり、年2回、金融機関の窓口で6か月分の健康 保険料(約12万円)を現金で納付しているが、保険料が10 万円を超えるため、納付の都度、金融機関から本人確認 書類(運転免許証等)の提示を求められる。

(注)任意継続被保険者数(22年度末):40万6千人

振り込みは所定の納付用紙を使用し、振込先も公法人で、振込目的も健康保険料の納付と明らかなのに、本人確認が必要なのは納得できない。

※ 平成21年10月受付の行政相談

1 本人確認とは

○ 犯罪によって得た収益を隠す行為(マネー・ローンダリング)やテロ資金提供防止のため、法∞が定める取引について、本人情報(氏名、住所、生年月日)を確認し、取引記録を保存する制度。

※ 犯罪による収益の移転防止に関する法律

- ・ 特定事業者(金融機関、ファイナンスリース業者、クレジットカード業者、 宅地建物取引業者、貴金属等取引業者、郵便物受取・電話受付サービス業 者、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士等)は、顧客等との間で法令 で定められた一定の取引を行う際は、本人確認を行い、その記録を7年間保 存しなければならない(第4条、第6条)。
- 特定事業者(司法書士、行政書士、公認会計士及び税理士を除く。)は、 その業務において収受した財産が犯罪による収益である疑いがある場合 には、一定の事項を監督官庁に届け出なければならない(第9条)

2 金融機関における本人確認

- 〇 対象となる主な取引
 - 預貯金口座の開設
 - 200万円を超える現金取引
 - 10万円を超える現金送金
 - →「国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入に係る もの」については、本人確認は不要

(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第6条第1項第7号ロ)

- 〇 国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入に係るものとは
 - 租税・地方税の納付(国・地方公共団体)
 - 国民年金保険料・厚生年金保険料の納付(国)
 - 国民健康保険料・介護保険料の納付(地方公共団体)

3 本件苦情が生じた原因

これまで、政府管掌健康保険業務は国(旧社会保険庁)が実施。 平成20年10月1日、全国健康保険協会(公法人)設立に伴い、 健康保険の給付業務、任意継続被保険者に係る業務は同法人に移行。

→ 任意継続被保険者の健康保険料の納付先が変わったため、 本人確認の対象に

旧社会保険庁

国民年金保険料・厚生年金保険料 被保険者(被用者)の健康保険料

任意継続被保険者の健康保険料

平成20年10月以降



国(厚生労働大臣)



全国健康保険協会

10万円を超える場合



本人確認の対象

参考

10万円を超える保険料の窓口振込時の「本人確認」

区 分	振込時の本人 確認	振
健康保険料(任意継続被保険者)	0	全国健康保険協会(協会けんぽ)
(参考)		
健康保険料 (被保険者)	×	国 (厚生労働大臣)
厚生年金保険料	×	国 (厚生労働大臣)
国民年金保険料	×	国 (厚生労働大臣)
国民健康保険料	×	市区町村
介護保険料	×	市区町村
後期高齢者医療保険料	×	後期高齢者医療保険広域連合
かんぽ生命保険料	0	株式会社かんぽ生命保険(平成 19 年 10
		月1日から)
生命保険料	$\overline{}$	生命保険会社

⁽注)「全国健康保険協会」は、社会保険庁改革に伴い、平成20年10月1日設立された「公法人」である。社会保険庁が行っていた「政府管掌健康保険業務」のうち、①健康保険の給付業務、②任意継続被保険者に係る健康保険業務を同協会に移管

4 警察庁の意見

- (1) 10万円を超える現金振り込みは、テロ資金供与やマネー・ローンダリングに利用されるおそれが高く、本人確認の対象となる取引とされているところ、国・地方公共団体以外の公的な機関への10万円を超える現金振り込みについて、本人確認を不要とすることは困難であると考えられる。
- (2) 現在、本年4月に成立した「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」の施行に向けた政省令の改正の検討を行っており、その中においては、必要に応じて現行の制度の見直しも行うこととしている。
- (3) 10万円以下の現金振り込みや、既に開設している口座 からの振り込みは、原則として本人確認の対象外とされ ている。

老齢年金請求書に添付する戸籍関係書類の範囲の明確化

【相談申出要旨】

日本年金機構のパンフレットでは、老齢年金請求時に必要な書類として、年金 手帳・基礎年金番号通知書、年金証書等を始め戸籍の証明に関しては、「戸籍抄 本・戸籍記載事項証明書(戸籍謄本でも可)」を用意するよう案内している。

私は、65歳になる妻の、老齢年金の請求手続のため年金事務所へ出向き、年金手帳、住民票等と併せて戸籍抄本を提出したところ、担当者から、パンフレットには戸籍抄本と記載されているが、請求者が振替加算(注)対象者である場合、業務処理マニュアルでは戸籍謄本が必要とされているため、戸籍謄本を取り直して提出するよう言われた。

パンフレットでは戸籍抄本と明記されているのに、改めて戸籍謄本を取り直させて提出を求めることは、申請者に負担をかける不当な要求ではないか。

(注)「夫(妻)が受けている老齢厚生年金や障害厚生年金に加算されている加給年金額の対象者になっている妻(夫)が65歳になると、それまで夫(妻)に支給されていた加給年金額が打ち切られます。このとき妻(夫)が老齢基礎年金を受けられる場合には、一定の基準により妻(夫)自身の老齢基礎年金の額に加算がされます。これを振替加算といいます。」(日本年金機構ホームページ「振替加算についてのお知らせ」)

1 日本年金機構のパンフレットについて

年金事務所の窓口等で配布しているパンフレット「(国民年金、厚生年金保険)老齢年金の請求手続きをされるみなさまへ」では、戸籍の証明に関して、「戸籍抄本・戸籍記載事項証明書(戸籍謄本でも可)」と記載

パンフレット(抄)

国 民 年 金 老齢年金の請求手続きを 厚生年金保険 されるみなさまへ

老齢年金請求時に必要な書類と書き方 手続きには次の書類が必要です。 (〇印のものをご用意ください。)(相談受付 平成 年 月 日)

4 戸籍抄本・戸籍記載事項証明書(戸籍謄本でも可) · · · · (本人・配偶者・子) (受給権発生年月日平成 年 月 日以降のもの)

資料1参照

2 業務処理マニュアルについて

(業務処理マニュアル)

- 請求者が振替加算の対象者である場合、年金事務所の担当者は、業務処理マニュアルに基づき、身分関係(夫婦)を確認するため、戸籍抄本ではなく戸籍謄本の提出を要求(資料2参照) (年金事務所の説明)
- 年金事務所は、「妻の戸籍抄本では、婚姻した日と婚姻した者の氏名は分かるが、氏名の一致をもって配偶者と断定することはできない」と説明

(参考)

戸籍の謄本とは、戸籍原本の内容をそのまま謄写したものであり、戸籍の抄本とは、戸籍原本の一部を抜き書き(抄写)したものである。

謄本でも抄本でも、人の身分関係を証明する公証力において何ら差異はない。

(出典:「戸籍公開の実務」斉藤忠男著 日本加除出版株式会社)

マニュアル(抄)

■業務処理名 国民年金

老齢給付年金請求書(老齢基礎)

◆見出し

● 振替加算の 対象者で ある場合 ◆手順

請求者が振替加算対象者である時は、①の書類に加え 次の書類が必要となる。

【法律婚で同居の場合】

(ア)戸籍謄本(記載事項証明書)

- (イ)世帯全員の住民票の写し
- (ウ)対象者の所得証明

次のいずれかに該当する場合は不要である。 (確認書類は、年金相談マニュアル(制度編) 260頁表を参照)

・健康保険の被扶養者であるとき

◆Point

「年金相談マニュアル(制 度編)」参照

「法律婚」とは、一定の法 律上の手続きを経て成立 する婚姻形態である。(⇔ 事実婚)

別居、別世帯、内縁関係等 の場合は「年金相談マニュ アル(制度編)」参照 [事実婚の取扱い]

3 関係法令(抄)

〇国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)

(裁定の請求)

第16条 法第16条の規定による老齢基礎年金についての裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

五 次に掲げる者にあっては、その旨

- イ 昭和六十年改正法附則第十四条第一項若しくは第二項又は第十八条第 二項若しくは第三項の規定による加算(※)が行われる者
- 2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

八

ロ 受給権者と配偶者との身分関係を明らかにすることができる<u>市町村長の証明</u> <u>書又は戸籍の抄本</u>
「資料4参照」

4 厚生労働省の意見

- 〇 国民年金法施行規則第16条第2項八号口において、老齢基礎年金の請求にあたって、振替加算が行われる者にあっては、受給権者と配偶者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本を添付することとされている。
- 〇 一方、日本年金機構が策定した業務処理マニュアルでは、受給権者が振替加算の対象者である場合、戸籍謄本(記載事項証明書)を添付することと記されている。これは、身分関係の確認のため、規則に定める受給権者及び配偶者それぞれの戸籍抄本の添付に代えて、戸籍謄本1通の添付とすることで請求者の費用負担の軽減を図るためと思われる。
- 〇 しかしながら、受給権者の戸籍抄本1通とした場合でも他の添付資料の住民票等により必要な事項の確認はできるため、受給権者の戸籍抄本が添付されていながら、配偶者の身分関係等を確認するため新たに戸籍謄本の添付を求めることは、受給権者に対し過剰な要求であったと考える。ご指摘を踏まえて、日本年金機構の業務処理マニュアルの修正及び修正内容を年金事務所職員へ周知徹底を図るよう求めることとしたい。

公的病院における医療費のカードによる支払いの拡大

【相談申出要旨】

公的病院で診察を受けた際、会計窓口でクレジットカードでの支払いを申し出たところ、「当病院では、クレジットカードでの支払いはできない」と言われた。

民間の病院では、クレジットカードで支払うことができるところが多くなってきており、公的な病院で利用できないのは不便である。利用者の立場に立ってクレジットカードでの支払いができるようにしてほしい。

※ 平成22年7月受付の行政相談(申出の公的病院は労災病院)

1 苦情及びあっせんの状況

- 病院での医療費の支払いを、クレジットカード又はデビットカード (以下「カード」という。)でできるようにしてほしいという苦情は、 全国の管区局・事務所に寄せられている。(全国的な問題)
- これらの苦情については、これまでに、関東管区局、中部管区局、近畿 管区局、九州管区局、石川事務所及び京都事務所が、それぞれの行政苦 情救済推進会議の意見を踏まえ、カードによる支払方式の導入などをあっ せん。

<前回会議以降のあっせんの状況>

局所名	あっせんの状況
九州管区局 (22年12月)	48国立病院機構病院等(国立病院機構病院26、国立大学附属病院7、労災病院5、社会保険病院10)を調査、未導入6病院、利用を入院患者やクレジットカードによる支払いに限定している4病院にあっせん

2 カード支払方式の導入状況

○ 国等が開設(国が経営を委託、独立行政法人又は特殊法人が開設)する321病院のうち、医療費のカードによる支払方式未導入の病院は、38病院(12%)

区分	未導入病院数
国立大学附属病院(45病院)	なし
国立病院機構病院(144病院)	1病院(※2)(←21病院)
労災病院(34病院)	7病院(←16病院)
社会保険病院(48病院)	10病院(←30~35病院)
厚生年金病院(10病院)	4病院(←5病院)
逓信病院(14病院)	13病院(←13病院)
JR病院(2病院)	2病院(←2病院)
その他病院(24病院)	1病院(※3)

- ※1 「未導入病院数」欄の()内は、前回会議(平成22年11月15日)で紹介した未導入病院数
- ※2 長期入院の難病患者(重心、筋ジス)に対する専門医療提供病院
- ※3 西日本電信電話株式会社が開設(7病院)している病院で病床数49床の小規模病院

3 病院開設者の導入姿勢・取組の状況

- 〇 導入の判断は各病院によるとしているものの、カード会社 と一括利用契約を締結して、他の病院に先駆けて<u>導入を促進</u> し、ほとんどの病院が導入(国立病院機構病院)
- ① 導入については、患者のニーズやカード利用手数料等のコスト負担を考慮し、費用対効果を十分に検討する必要があると判断
 - → 約90%の病院が未導入(逓信病院)
- ② 利用契約を一括締結しておらず、導入については各病院の 判断
 - → 約40%の病院が未導入(厚生年金病院)
- ③ 利用契約を一括締結しているが、導入については各病院の 判断
 - → 約20%の病院が未導入(労災病院・社会保険病院)

4 病院開設者の意見

- カード支払方式については、患者サービスの向上を図ることを主たる目的とし、併せて病院における未収金の発生等各種リスクの低減を図るために導入している。((独)国立病院機構)
- 〇 カードによる支払方式の導入は、患者の利便性の向上が図られ、医業未収金の縮減に有効と考えているが、手数料負担を考慮した費用対効果を踏まえ、病院経営全体の中で検討し導入している。((独)労働者健康福祉機構)
- カード支払方式の導入については、患者の ニーズや費用対効果を十分に検討することが必 要と考える。(日本郵政株式会社)

5 カード支払方式導入の必要性

- 国立大学附属病院の全てが、また、国立病院機構病院のほとんどでカード支払方式が導入されているなど、調査した病院においてはカード支払方式の導入が進んでいる状況にある。
- 〇 現金を持ち歩く必要がなく、院内での盗難 防止・被害の軽減など利用者にメリットがあ ることに加え、導入した病院では、医業未収 金が縮減した、取扱現金額・件数の減少に伴 う事務負担が軽減したなどの効果があったと している。

遺族年金と児童扶養手当の併給制限の見直し

【相談申出要旨】

父子家庭(※)にも児童扶養手当が支給されることとなり、市役所に申請したが、子ども2人が妻の遺族厚生年金を受給しているため、児童扶養手当は支給されないとの説明を受けた。

遺族厚生年金は2人分で月々約1万8千円であり、児童扶養手当の額(月額約4万7千円)に比べて少額である。

年金受給額が児童扶養手当よりも低額である場合には、

- ① 給付される年金額が一定額以下の場合は、児童扶養手当も 併給できるようにする、
- ② 給付される年金額と児童扶養手当との差額を支給する、
- ③ 受給者が年金給付か児童扶養手当の給付かを任意に選択できるようにする、

等の改善策を講じてほしい。

[※] 平成22年9月受付の行政相談

[※] 母子家庭の場合は、児童扶養手当より高額な遺族年金を受給するので、本件のような問題とはならない。

前回推進会議における主なご意見

第1 児童扶養手当法の改正経緯

〇 児童扶養手当制度について、厚生労働省は、社会情勢の変化を踏まえ、どのように考え方を整理してきたのか。

第2 年金未請求者に係る併給制限

○ 遺族年金を請求していない場合、児童扶養手当を選択する ことはできないのか。

第3 厚生労働省の検討状況

〇 厚生労働省は、どのようなスケジュールで、どのような内容 の検討を行っているのか。

第1 児童扶養手当法の改正経緯

1 主な経緯

昭和37年1月 児童扶養手当法施行昭和48年10月 併給制限の一部緩和

(他の公的年金とは性格の異なる障害福祉年金※、老齢福祉年金に限り、児童扶養手当との併給を認める。)

※ 障害福祉年金は、昭和61年に障害基礎年金に移行

昭和60年8月 目的規定の法改正(4ページ参照)

平成15年4月 就労支援策の強化と併せて見直し

(受給後5年超の場合の一部支給停止措置の導入等)

平成22年8月 父子家庭への支給

2 立法時の趣旨(目的)

- 児童の福祉の増進
- ・ 母子福祉年金等が支給される母子世帯と生別母子世帯との均衡確保
 - ※ 児童扶養手当法等の施行について(昭和36年厚生省発児第318号)

3 昭和60年改正

母子福祉年金の受給者がほとんどいなくなったこと、母子家庭の大半が離婚によるものとなったこと、受給者数も増加したことが背景

改正の趣旨 : 母子福祉年金の補完的制度



母子家庭の生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全育成を図ることを目的とする福祉制度

改正前 : この法律は、国が、父と生計を同じくしていない児童について児童扶養手当を支給することにより、児

童の福祉の増進を図ることを目的とする。

改正後 : この法律は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与す

るため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(昭和60年改正の背景)

行政改革に関する第5次答申ー最終答申ー (昭和58年3月 臨時行政調査会)

「離婚の増加、女性の職場進出の進展等の変化を踏まえ、児童扶養手当の社会保障政策上の位置付けを明確にする。」

 厚生省児童福祉問題懇談会報告 (昭和58年12月)

「従来の母子福祉年金の補完的機能から離れ、児童福祉施策の体系の中で役割を明らかにし、母子家庭の生活安定と自立促進を図ることを目的とする福祉施策として独自の役割を担うべき」

(昭和60年改正に係る厚生労働省の見解)

昭和60年の法改正は、母子家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため児童扶養手当を支給することを法律上も明確にしたものであり、改正前においても、児童扶養手当は母子家庭の生活の安定と自立の促進を通して児童の福祉の増進を図ることを目的としている。

児童扶養手当と公的年金の併給調整については、 昭和60年の改正の前後を通じて、両給付がともに稼得 能力の低下に対する所得保障という同一の性格を有 することに着目して実施している。

第2 年金未請求者に係る併給制限

Q 年金未請求の場合、「公的年金給付を受けることができるとき」に該当するか。

A 該当する。

※ 児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係法令上の疑義について (昭和48年児企第28号 厚生省児童家庭局企画課長通知から抜粋)

(厚生労働省の見解)

併給調整は、現に公的年金を受給しているか否かではなく、 年金の受給権の有無に着目するものであり、法律上も「公的 年金給付を受けることができるとき」となっている。このため、 請求すれば年金を受給できる場合も含む。

仮に、公的年金を請求していなければ児童扶養手当を受給できる仕組みとした場合、法律の規定にかかわらず、たまたま、年金が未請求である場合には、本人がどちらの給付を受給できるか選択できることとなり、適切ではない。

第3 厚生労働省の検討状況

児童扶養手当法の一部を改正する法律(平成22年法律第40号 平成22年8月1日施行)附則第5条において、施行後3年を目途 として、同法の施行の状況、ひとり親家庭の就業状況等を勘案し て、支援施策の在り方について検討を加えることとされている。 児童扶養手当と公的年金の併給調整の在り方等についても、 他の所得保障制度における併給調整の取扱いに与える影響や 必要となる財源措置などの論点に留意して、改正法の検討規定 に沿って検討することとしている。また、平成23年11月に実施する 「全国母子世帯等調査」において、ひとり親家庭の生活実態ととも に、児童扶養手当と年金の受給状況の調査項目を追加し、その 実態を把握することとしており、本調査も踏まえて、検討していく こととしている。

注 平成22年の改正は、父子家庭への支給を認めるもの